

<お知らせ>

運転免許証の住所表記について

現在、千葉県では地番表記について全てハイフン表記で統一しています。
ただし、**一定の条件**を満たす方は住民票どおりの地番表記が可能です。

氏名	千葉 太郎	昭和45年 4月 4日生
住所	千葉市中央区長洲1-9-1	
交付	平成28年 03月 14日 30001	
平成31年05月04日まで有効		
免許の 条件等	眼鏡等(大型車、中型車、準中型車に限る) 中型車は中型車(8t)に限る	
番号	第	号
交付	平成00年 00月 00日	大型 中型 - - - - -
更新	昭和63年 04月 04日	大型 中型 - - - - -
再更新	平成00年 00月 00日	大型 中型 - - - - -

氏名	千葉 太郎	昭和45年 4月 4日生
住所	千葉市中央区長洲1丁目9番1号	
交付	平成28年 03月 14日 30001	

条件

- 文字数に制限があります。(全角20文字以内)
- 更新を伴わない住所のみの変更は、免許証の裏面に記載することになります。

手続き方法

- 表記を希望される方は受付窓口にお申し出ください。
その場合、住民票の提示が必要となります。